平成２１年（フ）第１７１４号
横浜市旭区川島町2059番地　コーラルガーデンＫ―201
債務者　曽我　美絵（旧姓降矢）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７４号
横浜市中区石川町２丁目63番地
債務者　山口　昌哉
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８６１号
横浜市鶴見区佃野町31番28号　クインスハイツ103号
債務者　森　大吉郎
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２号
秋田県能代市二ツ井町字稗川原79番地22
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１５７９号
横浜市神奈川区大口通24―１クリオ新子安七番館、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾２丁目４番２号
債務者　黒岩　雄毅
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７２号
神奈川県大和市桜森２丁目20番20号　スクエアータウン桜森Ｆ―101
債務者　水野　忠夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１０号
横浜市瀬谷区瀬谷２丁目17番地の16
債務者　小河原良信
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１１号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷264番地４
債務者　宮崎　由佳
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８３６号
横浜市旭区白根７丁目18番１―305号
債務者　福留　暢恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８３７号
横浜市中区本牧元町17番２号　さくらハイツ201号室
債務者　城戸　龍喜
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２７６１号
東京都小金井市東町３丁目４―７―101
債務者　横沢　晴夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８４４号
東京都豊島区南大塚２丁目36―１―1409
債務者　高野　信一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８８２号
東京都八王子市小宮町1165―２　東亜建設第３ビル203
債務者　鈴木　弥生
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９１６号
千葉県船橋市薬円台１丁目９―１―104
債務者　藤村　威庸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９１７号
千葉県船橋市薬円台１丁目９―１―104
債務者　藤村　友紀
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９２６号
神奈川県横浜市金沢区六浦３丁目22―15―201
債務者　嵯峨　　愛
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部